

津山市監査委員告示第6号
令和3年2月22日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和2年度の公の施設の指定
管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のと
おり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実

津山市監査委員 近 藤 吉一郎

令和 2 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津山市監査委員

第1 監査の対象

指定管理者	EKG合同会社
施設	旧妹尾銀行林田支店
所管部署	産業文化部文化課（平成30年10月から令和2年3月までは教育委員会生涯学習部文化課が所管）

第2 監査の期間及び実施日等

(1) 期間

令和2年10月27日から令和3年2月19日まで

(2) 実施日及び実施場所

聴取	令和3年1月29日	市役所本庁舎
現地調査	令和3年1月29日	旧妹尾銀行林田支店

第3 監査の着眼点

令和元年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているか等を監査の着眼点とした。

第4 監査の方法等

監査にあたっては津山市監査基準に準拠して、所管部署及び指定管理者から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合を行ったほか、関係者から説明を聴取するとともに、施設の現地調査を実施した。

第5 指定管理の状況

1 指定管理の概要等

- (1) 施設の所在地 津山市川崎 823 番地
- (2) 施設の内容 敷地面積 668.11 m²
建築面積 306.37 m²
 - ★本館棟（エントランスホール、スタッフルーム1、スペース1）
 - ★展示棟1（スタッフルーム2、スペース2、スペース3）
 - 展示棟2（スペース4）
 - ★金庫棟（スペース5）
 - ☆ショップ棟（コーヒーショップ）
 - 附属棟1（倉庫1）
 - 附属棟2（便所）

☆倉庫棟（倉庫2）

☆多目的便所棟（多目的便所）

渡廊下

中庭（ガーデンスペース）

★表門

★塀（延長 58.96m）

身体障害者等専用駐車場 車両 1 台分

（注）★印は津山市指定重要文化財（建造物）

☆印は平成29年度の施設改修に伴い新設した施設

（3）施設の設置目的

歴史的建造物である旧妹尾銀行林田支店を保存し、広く一般に公開するとともに、芸術文化の創造、育成及び発信の場として提供することにより、芸術文化の振興及び地域交流の促進を図り、もって地域の活性化に資するもの

2 管理業務の内容

（1）旧妹尾銀行林田支店の施設又は設備の利用の許可に関する業務

（2）旧妹尾銀行林田支店の維持管理に関する業務

（3）旧妹尾銀行林田支店の利用に関する料金の徴収に関する業務

（4）旧妹尾銀行林田支店の設置目的を発揮するための事業に関する業務

（5）旧妹尾銀行林田支店の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

（6）前各号に掲げるもののほか、旧妹尾銀行林田支店の運営に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

3 指定の期間 平成30年10月1日から令和3年3月31日まで

4 指定管理料 5,752,777 円（令和元年度決算額）

5 利用料金制 採用している

第6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

1 指定管理者について

【指摘事項】

(1) 利用許可申請書ほか各種様式では申請先及び利用許可者が津山市教育委員会名になっていた。旧妹尾銀行林田支店条例施行規則第13条の規定に基づき指定管理者名に改められたい。

また、利用申請者に対して利用許可書ではなく利用申請書の写しを交付していた。同規則第3条の規定に基づき利用許可書を作成して交付されたい。

(2) 利用料金の減免について利用者から利用料金減免申請書が提出されていなかった。旧妹尾銀行林田支店条例施行規則第7条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 貸館利用料金を10円未満の端数を切り捨てずに領収していた。旧妹尾銀行林田支店条例第10条の規定に基づき利用料金は算定した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とされたい。

(4) 施設及び設備・器具の利用料金について館内に掲示されていなかった。旧妹尾銀行林田支店条例第11条第4項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示されたい。

(5) 市が貸与している備品等は、平成30年10月の指定管理開始の際に市の担当者の立会いのもと市の備品台帳等と照合・点検を実施した以降、照合・点検はされていなかった。また、市が貸与しているガーデンパラソル2点に標識票がなかった。市の所有に属する備品等については、仕様書16(1)の規定により津山市物品会計規則及び関係規則の管理の原則及び分類に基づいて管理することと定められていることから、標識票を表示し、保管中の備品等と備品台帳等を毎年対照点検して現在高を確認されたい。

- (6) 指定管理者が管理運営経費で購入した備品等は、当該備品等に係る台帳で管理されていたが、津山市物品会計規則第3条の規定に準じた備品台帳等を備えるとともに、管理運営経費以外で購入した備品等とは別に管理されたい。また、購入及び廃棄等の異動については定期的に市に報告されたい。

【要望事項】

- (1) 旧妹尾銀行林田支店条例施行規則第6条第2号の規定に基づき利用料金を減免する場合は、減免の事由や割合などの具体的な基準を所管部署と協議して定めるよう検討されたい。
- (2) 事業計画書、自主事業実施計画書及び予算書と事業実績報告書及び決算書の記載内容では本業務と自主事業の区分がされておらず、予算書と決算書では一部の項目名が相違していることから、事業の計画及び実績が確認しにくいものとなっている。所管部署と協議のうえ事業の内容が分かりやすい書式に見直すよう検討されたい。
- (3) 施設の利用者の意見を施設運営に反映し、サービスの向上を図るため、利用者への対面での聞き取り以外にも、施設の窓口等に意見箱を設置して利用満足度の調査などを行い、業務改善に努められたい。

2 所管部署について

【指摘事項】

- (1) 指定管理業務の収支を管理する銀行口座では指定管理業務以外の経費に係る支出等を併せて管理していた。協定書第48条では「指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする」と規定されていることから同規定に基づき適正な管理をするよう指導されたい。
- (2) 毎月の月報について次の事象が見受けられたのでそれぞれ適正な事務処理をするよう指導されたい。
- ① 内容の記入漏れや、事業報告書の報告金額と一致していない箇所があった。
 - ② 仕様書では利用料金等の収入及び支出を報告することと規定されているが支出が記載されていなかった。

③ 協定書では報告等は書面により行わなければならないとなっているが電子データで提出されていた。

(3) 市から指定管理者へ貸与している備品等のうち指定管理開始の直前及び直後に購入した27点については協定書に明記されておらず口頭確認により貸与されていた。仕様書16(1)の規定により指定管理者は市からの貸与備品等を適正に管理するよう定められていることから、同備品等の備品台帳等の写しを指定管理者に渡し、保管中の備品等と備品台帳等を毎年対照点検して現在高を確認するよう指導されたい。

(4) 指定管理者が備品Ⅱ種(管理運営経費で購入したもの)として備品登録したポータブルアンプは、その経費が決算書に計上されておらず実際は備品Ⅲ種(管理運営経費以外で購入したもの)であったが、所管部署は市の備品として備品台帳に登録していた。指定管理者が購入した備品等については、管理運営経費で購入したものか否かを明らかにしたうえで、当該備品等の帰属を決定されたい。

【要望事項】

(1) 事業計画書、自主事業実施計画書及び予算書と事業実績報告書及び決算書の記載内容では本業務と自主事業の区分がされておらず、予算書と決算書では一部の項目名が相違していることから、事業の計画及び実績が確認しにくいものとなっている。事業の内容が分かりやすい書式に見直すよう指定管理者と協議されたい。

(2) 月報に指定管理業務とは別に受託事業「アート・デザイン賑わい創出事業業務」に係る内容も記載されていた。指定管理業務の実績が判別できるような書式に見直すよう指定管理者と協議されたい。

第6 監査委員の意見

監査の結果については前述のとおりである。

旧妹尾銀行林田支店は、大正9年に妹尾銀行林田支店として建築され、第一合同銀行、中国銀行津山東支店を経て、昭和53年から平成21年まで津山洋学資料館として活用されており、その間の平成4年には津山市重要文化財（建造物）に指定された施設である。

この施設を歴史的建造物としての保存に留まらず、民間事業者のノウハウを活用して芸術文化の振興と地域交流の促進による地域活性化を図るため平成30年10月から指定管理者制度を導入してPORT ART&DESIGN TSUYAMA（通称）をオープンした。

同施設では本業務である各スペースの貸館業務及びコーヒーショップの運営のほか、大正時代の趣のある施設内での結婚式等前撮り事業や定期講座、津山市内及び岡山県内にゆかりのある作家による企画展示など魅力的な自主事業を多数実施している。

しかしながら貸館料及びコーヒーショップでの売上金の実績額は予算額を下回っており、同施設の管理運営に係る収支決算状況も赤字となっている。また、指摘事項に挙げたように事務処理などについて改善すべき点が見受けられた。

これまで蓄積されたノウハウやアイデアを活かして創造性に富んだ自主事業の実施や新メニューの開発等により、貸館件数及び来館者の増加を図り収入増や安定的な施設運営に努められるとともに、所管部署と緊密なコミュニケーションを取り適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

今後は、より一層、県外からの来館者に対する積極的な広聴活動の実施や、関係団体、関連施設、学校等との有機的な連携を図りながら事業の波及効果を高めるとともに、芸術文化の創造と普及を通じて観光誘客と地域の賑わいづくりを推進していただきたい。